

平成 30 年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 119 件、契約金額は 30 億円である。また、競争性のある契約は 90 件(75.6%)、25 億円(82.8%)、競争性のない契約は 29 件(24.4%)、5 億円(17.2%)となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない契約の割合が、件数、金額共に大きくなっている(件数は 4 件増、金額は 2 億円の増)。

競争性のない契約の件数及び金額が大きくなった主な理由としては、平成 29 年度において、契約先が限定されており、随意契約以外の契約方法がない案件が 3 件増加し、ライセンス元との直接契約により大幅な価格低下となったライセンス購入(約 2 億円)が 1 件あったことがあげられる。

表 1 平成 29 年度の機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(61.6%) 85	(59.4%) 20	(56.3%) 67	(56.3%) 17	(△21.2%) △18	(△15.0%) △3
企画競争・公募	(20.3%) 28	(32.7%) 11	(19.3%) 23	(26.5%) 8	(△17.9%) △5	(△27.2%) △3
競争性のある契約(小計)	(81.9%) 113	(92.1%) 30	(75.6%) 90	(82.8%) 25	(△20.4%) △23	(△16.7%) △5
競争性のない随意契約	(18.1%) 25	(7.9%) 3	(24.4%) 29	(17.2%) 5	(16.0%) 4	(66.7%) 2
合 計	(100.0%) 138	(100.0%) 33	(100.0%) 119	(100.0%) 30	(△13.8%) △19	(△ 9.1%) △3

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

(2) 機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 31 件(34.4%)、契約金額は 12 億円(48.0%)である。機構では、調達の相手方が一者に限定されると考えられる案件は、その事実を確認するために公募を実施しており、31 件中の 20 件が企画競争及び公募によるものである。一方、11 件が競争入札等によるものであるが、これは、表 1 における競争入札等 67 件のうち、16.4%(平成 28 年度は 10 件で 11.8%)を占めている。

平成 28 年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は 2 件、6.1% の減(一者応札 1 件増、一者応募 3 件減)、契約金額は 2 億円、20.0% の増(一者応札 4 億円増、一者応募 2 億円減)となつた。

件数が減少した割に金額増加した理由は、1者入札となった案件の中に高額な案件(4億円)が含まれていることが原因であった。

表2 平成29年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2者以上	件数	80(70.8%)	59(65.6%)	△21(△26.3%)
	金額	21(67.7%)	13(52.0%)	△8(△38.1%)
1者以下	件数	33(29.2%)	31(34.4%)	△2(△6.1%)
	金額	10(32.3%)	12(48.0%)	2(20.0%)
合計	件数	113(100.0%)	90(100.0%)	△23(△20.4%)
	金額	30(100.0%)	25(100.0%)	△5(△16.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争入札等における一者応札関係について、重点的に状況に即した調達の改善に努めることとする。

また、調達全般において、競争性の確保を大原則としつつ、合理的な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図るとともに、より適切な仕様書の作成に資する職員のスキルアップ等にも努めることとする。

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、平成30年度においても継続して、①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。

(2) 少額の随意契約におけるオープンカウンター方式による調達

少額であったとしても競争性の可能性のあるものについては、一般競争入札と同様に削減を図る観点から、平成30年度においても継続して、少額随意契約に対するオープンカウンター方式による調達を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 隨意契約等に関するチェック体制の徹底

少額随意契約以外の随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃貸借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面の間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省発会0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を調達担当職員に対し引き続き周知徹底を図り、不祥事の発生の未然防止・再発防止に努めることとする。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総合調整担当理事

副総括責任者 総括調整役

メンバー 組織運営マネジメント役、アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター長、レギュラトリーサイエンスセンター長、救済管理役、審査センター長、安全管理監、上席審議役又は審議役(企画調整担当及び情報システム担当)、総務部長、財務管理部長、企画調整部長、情報化統括推進室長、財務管理部財務企画課長、財務管理部契約課長

オブザーバー　監事

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、3(1)に掲げる事前の点検及び①～⑤に掲げる理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

- ① 入札不調による随意契約や、緊急調達等により事前の点検を受けることができなかつた随意契約、企画競争・公募及び総合評価落札方式の一般競争入札による調達の妥当性
- ② 随意契約を締結した案件について、契約金額の妥当性(価格交渉等)
- ③ 企画競争・公募により契約を締結した案件について、契約金額の妥当性(価格交渉等)
- ④ 一者応札・応募となった案件について、次回調達時の改善策の妥当性
- ⑤ 予定価格と契約金額が大きく乖離した案件について、予定価格の設定や契約金額の妥当性

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。